

教育委員会会議次第

令和6年9月26日（木）15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第26号「北九州市文化芸術推進プラン（素案）に対する意見について」
(総務課長)

議案第27号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」
(総務課長)

㊦ 議案第28号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」
(学校支援担当課長)

㊦ 議案第29号「北九州市立学校教職員の人事異動方針について」
(教職員課長)

㊦ 議案第30号「人事について」
(労務争訟担当課長)

(2) 協議

協 議 ①「北九州市スポーツ推進計画（素案）について」
(スポーツ振興課長)

協 議 ②「(仮称)北九州市立図書館基本計画の素案について」
(奉仕課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 令和6年9月26日（木） |
| 2 | 開催時間 | 15：05～16：47 |
| 3 | 開催場所 | 小倉北区役所6階 教育委員会会議室 |
| 4 | 出席者 | (教育長) 田島 裕美
(教育委員) 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真 |
| 5 | 事務局職員 | 教育次長 高松 淳子
中央図書館長 神野 洋一
総務部長 大庭 千枝
教職員部長 澤村 宏志
学校教育部長 藤井 創一
教育相談・特別支援教育担当部長 有田 勝彦
次世代教育推進部長 丹羽 雅也
中央図書館副館長 竹永 政則
総務課長 久保 慶司
企画調整課長 栗原 健太郎
教職員課長 岡本 裕史
労務争訟担当課長 左方 佳明
制度サービス担当課長 石本 弘一
学校支援担当課長 中村 国彦
学校支援担当課長 辻 健一郎
中央図書館運営企画課長 藤原 定男
中央図書館奉仕課長 綾塚 由美子
スポーツ振興課長 大江 晃 |
| 6 | 書 記 | 総務課庶務係長 桑本 清
総 務 課 中島 遥香 |
| 7 | 会議の次第 | 別紙のとおり |

教育委員会(定例会)会議録(令和6年9月26日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、大坪委員と香月委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第28号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」
- ・議案第29号「北九州市立学校教職員の人事異動方針について」
- ・議案第30号「人事について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第26号「北九州市文化芸術推進プラン(素案)に対する意見について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

文化芸術基本法の規定に基づき北九州市長から意見を求められた件について、教育委員会の意見を回答するため、付議するもの。

清成委員／意見の③、「文化イベント等の実施にあたっては、開催回数や対象世代等を考慮されたい」とあるが、開催回数や対象世代に対し、どのような考慮と対処を求めているのかご説明いただきたい。

総務課長／前回、香月委員から、「例えば『0歳児からの音楽祭』などはすぐに売り切れてしまい、ほとんどチケットが取れない」と伺った。そのような状況もあるので、もっと広く、多くの方が参加できるように、回数を増やしていくこと。また、「街なかで行われる、小さな子どもを対象としたイベントの対象年齢層についても、少し高めにしてみるなど、様々な世代のそれぞれに合った企画等も考えていただけるとよい」とのご意見から、このような文章になっている。

清成委員／承知した。

田島教育長／文章の修正は必要であるか。

清成委員／これは市長に対する回答である。この書き方でその意図が伝わるのであればよいが、この文章だけだと少々分かりにくいと感じた。

総務課長／前回の協議をふまえて委員の皆様にあらかじめ事前確認をさせていただいた際には、一応ご了解をいただいているが、もう少し補足し、分かりやすい文章に手直した後、改めて確認依頼を送らせていただく。

清成委員／承知した。

田島教育長／もしくは、回答はこのままで、回答文を出す時の頭書きなどに、具体的な添え書きを記載する方法で工夫してもよいのではないか。

挙手されている中島委員、何か具体的な提案であるか。

中島委員／教育長と同意見である。意見書そのものを修正するより、提出時に「このような意見が出たので、こういった書類にまとめている」と、口頭で補足説明をするのがよいのではないかと。

総務課長／了解した。前回の協議には所管局も来ていたので、ご意見は直接聞いており、中身は理解していると思うが、香月委員のご発言をもとにした文章であることをお伝えする。

原案可決

議案第27号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行に伴い、関係規定を改める必要があるため、付議するもの。

郷田委員／変更について異議はない。現代的な理解を促進するための変更があるのはよいことであるが、実際、現場の方々に対して、周知の研修などは実施されているのかを伺いたい。休暇等に限らず、例えば、先日報道された「男性による男子児童への性的な嫌がらせ」などが学校現場で発生した場合、教師の理解不足を補えるよう、ジェンダー関係などについても、意識付けのバージョンアップを目指した取組を教職員・関係各所へ向けて、何か実施されているか伺いたい。

制度服務担当課長／学校も、時代の変化に対応するべく、いわゆるLGBTQも含めたジェンダー部分についても、学校内の研修活動を含め、関連する研修の時期を調整している。

また、今回のような制度改正についての研修・周知は、学校のイントラパソコン内の「いきいきハンドブック」の中で、「制度はこういう形になっている」と伝えて、周知している。また、「パートナーシップの方もこの手続きを取っていただければ取得できる」と、教員が常に見ることができる体制にしている。

郷田委員／制度が整っている場合、実際に現場で運用できるかどうかは、周囲の理解が非常に大事になるので、ぜひ、機会ごとに伝えていただきたいと思う。

香月委員／今の質問に関連する質問である。そのような届出を申請する場合、文書・口頭・パソコン上のいずれでもよいが、何より申請を出しやすい体制にしないといけない。性的マイノリティの法律ができるほどなので、周りの理解はそれほど進んでいる状況ではないと思うが、容易に申請・取得しやすい状態への方策はあるのか。

制度服務担当課長／申請・取得しやすさというのは、一番大事なところである。この制度に関して、学校での介護や育休は、所属長である校長へ書面で届出を提出するようになっていいる。例えば育休であれば、いかに取得しやすい環境をつくるかが大事になるので、所属長の意識改革も含め、制度の改正などはきちんと周知をした上で、気軽に相談できる体制づくり・雰囲気づくりが必要である。

このような内容で、教育委員会も一丸となって行わせていただいております。今後とも引き続き、周知・啓発、そして所属長の意識改革を推進していきたい。

田島教育長／管理職の意識改革が一番必要なので、やはりそこはきちんと研修などを行い、配慮していきたい。

清成委員／制度だけを周知するのではなく、その制度の背景にある「性的マイノリティに対する理解」が、同時に必要である。また、今回は法律に従っての条文調整のため、表現が固く分かりづらい。そこで、教職員が、より分かりやすい「ガイドライン」のようなものを工夫していただきたい。

例えば、「婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係」とは、具体的にどういうことがあればよいのか。

例えば、「一緒に同居している」・「家計を共にしている」など、ある程度は一定の目安のようなものがある。それらを分かりやすく、ガイドラインとして事前に示しておくほうが、申請する時に「自分は該当する」と、目途を立てやすい。このような工夫もしていただきたいと思う。

総務課長／そもそも、「北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」というものがあり、そういうところは細かく規定されている。

田島教育長／さらに、私からの補足である。LGBTQの子どもを迎えた時に、教育機関として、学校の先生方がどのような態度で配慮・対応をしていくかは、いわゆる研修ガイドまで作成し、きちんと研修を実施している。研修が必須というほどのことなので、当然先生方はその意識を高めなければならない。さらに、子どもを扱う職種である以上、「先生方同士での対応」も、高い意識を持ち合わせなければならないので、子どもに対するものと同じように、研修に努めたい。

高松次長、きちんとしたハンドブックがあったと思うが。

高松教育次長／そのとおりである。学校での対応として、先生向けの「ハンドブック」があり、また、「17の人権課題」という、管理職研修も毎年実施している。このような改正を踏まえて当該内容も取り上げており、管理職の意識改革や理解促進などが、先生方へ具体的に伝わるようにしていきたい。

中島委員／意見である。このような改正は、例えば「親の介護」や「子どもが入院した」などの理由による休暇と同じ程度のニュアンスで、その人が行使できればよいと思う。別に、「LGBTQだから否定される」、「そうではない」ということではなく、「その他の家族の介護と同じように、パートナーシップを結んでいる人の介護は認める」という雰囲気であればよいと思う。

また、子どもたちに対してLGBTQの教育を行う際、教員が「LGBTQの当事者である子どもたちの人権を傷つけないように」という観点も必要である。そのような環境で育つことにより、子どもたちが将来大人になった時、LGBTQに対して偏見を持たない意識を持つことが必要だと思う。そこで、先生も「こういった決まりで、パートナーシップを結んでいる人もきちんと権利を守られているんだ」と、子どもたちや家庭に対して啓発するとよいと思う。

制度事務担当課長／制度の部分に関しては、中島委員がおっしゃるとおりである。これを介護と捉える方にとっては、「通常の婚姻関係であっても、そうでなくても」という部分で規定されているので、管理職や職場全体で、いかに取得しやすい環境を整えるかを引き続き推進することが重要である。もちろん教育委員会としても、その部分を意識しながら今後も進めていきたい。

原案可決

協議①「北九州市スポーツ推進計画(素案)について」

本議案の提案理由をスポーツ振興課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市スポーツ推進計画の策定に向け、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、市長が教育委員会の意見を聴取する必要があるため、協議するもの。

中島委員／いくつか質問である。

1点目、「スポーツの定義」について伺いたい。「eスポーツ」や「ダンス」など、文化的な要素のあるものをスポーツに含むのか。また、本市が持っている、例えば「競馬」・「競輪」・「競艇」なども同様に、推進計画の中で、スポーツとして取り扱われるのかを教えていただきたい。

スポーツ振興課長／いわゆる「スポーツの定義」として、素案の本文2ページの4番、「計画におけるスポーツの範囲」の中で、スポーツ基本法の前文等を引用している。また、スポーツ庁もある程度、スポーツとしての捉え方というものを示しており、割と幅広く捉えていると言える。

また、後半の「スポーツの実態調査」という項目では、スポーツを実施したかどうかの様々な質問の中に、「釣り」の項目も含まれている。よって、「ダンススポーツ」はもちろん、極端に言うと「散歩」や「釣り」なども含まれる。

ただ、今回我々がこの計画を推進するにあたり、例えば「競輪」は、公営ギャンブルなので対象外であるが、当然ながら「自転車競技」は含まれる。その辺りはしっかりと差別化しており、確認を行っている。

中島委員／最初の部分を見落としていて申し訳ない。しかし、かなり幅広く見ていることが分かり、安心した。

次に、「スポーツ観戦率」について。資料に「市外のものも含む」との記載がある。市民がスポーツに親しみを持っていれば、市外で開催されているものをテレビ放送等で見るとしても含めて「親しみを持つ」と捉えるということである。これも範囲が広く、自分としては好ましいと感じたが、市外の観戦についても「スポーツ観戦率」として含むのであれば、例えば目標の④に当てている観光消費額は、「福岡市開催のものを観戦する目的で、北九州市に宿泊した」というものも含まれるのか。

というのも、観光が好きな私としては、福岡市の宿泊施設は価格がかなり高騰しており、おそらく福岡市までの往復の交通費を入れても、北九州市に宿泊するほうが安いのではないかと思ったりするので、そのように他都市で開催されているものも含めてよいとも思う。一方で、そのように、他都市にあやかる、ではないが、そういった算出は、市のプログラムとして、好ましくないかもしれない。

そこで、④と関連し、「スポーツ観戦率は市外のものも含んでいる」という、かなり広い内容を、どのような範囲で考えられているのかご説明いただきたい。

スポーツ振興課長／まず、「目標」の④、観光消費額1,800億円の部分について。はっきりしたことは申し上げられないが、具体例としての「他都市で開催されている観戦での北九州市宿泊」という内容は、おそらく含まれると考える。一度持ち帰って、改めて確認をさせていただきたい。

また、観戦率として含まれる、バレーボールの「ネーションズリーグ」が、6月に開催された。実は逆に、非常に多くのバレーボールファンの方が北九州市へ

観戦に訪れたが、観戦後は福岡市にて宿泊したケースも多々あったとのこと。これについてはその時期、北九州市内のホテルが取れないという現象が多発したため、そのような方がいたのは事実であり、この目標に含める範囲というのは、確認をさせていただきたい。

中島委員／よろしく願います。

3つ目の質問だが、一番伺いたい内容である。「施策」4の①、「学校体育による子どもの体力向上」について。この区間は、私たち教育委員会が直に関わる場所である。子どもの体力向上に関しては、私たちも目標に上げているので矛盾することはないと思うが、今後、「スポーツ推進計画」と、我々の「教育活動」が、どのように連携・連動していくのか、見通しがよく分からないので、ご説明いただきたい。

スポーツ振興課長／まさしくこの「施策」4の①、「学校体育による子どもの体力向上」が、教育委員会の皆様方にとって、非常に関連深いところである。

我々都市ブランド創造局としても、日常的な運動習慣を持たない子どもたちが、学校体育にも興味を持ってもらえるように、あるいは、子どもが小さいうちからスポーツに親しめるような学校体育以外の取組も、当然ながら、進めてまいる。

その部分での、(2)の②の方に強く打ち出される場所だが、学校での体育をしっかりと取り組んでもらえるような、きっかけづくりになるようなものを、我々スポーツ振興課でもしっかりとやっていきたいと考えている。そういったところの連動はできるのではないかと思う。

中島委員／確認であるが、学校体育の中で、「こういうプログラムをやってほしい」といったやりとりを行うというよりも、各家庭がそれぞれの価値観で行っている体育・スポーツ経験をもとに、学校体育も楽しんでもらえるような仕組みになればよい、というイメージでよろしいか。

スポーツ振興課長／イメージとしては、そのようにできれば理想的だと思っている。

香月委員／今の内容に関連して意見である。「大人の運動能力の体力テスト」というものがあり、これによると、幼少期に「運動が好き」、「運動の経験がある」という方が、生涯教育に繋がるとのデータが出ている。そのようなことを踏まえると、やはり幼少期の学校レベルで、プログラムとの連動というのは、非常に重要な意味を持つと思う。

また、しすぎても、逆に足りなくても、子どもの成長にとってよいわけではない。その辺りもふまえて、連動できるようなシステムを考えていただきたいと思う。

郷田委員／「北九州市スポーツ推進計画」の概要の資料に、「個別具体的な事業レベルではなく、大きな方向性を定める」との記載があり、ある意味、具体的なものを入れずに計画をつくられていると認識をしている。

その中で、5ページからの「北九州市におけるスポーツの強み・ポテンシャル」というところで、ミクニスタジアムの様子やプロスポーツ、大規模なものなどが非常に具体的で、きれいな画像でインパクトが強く、なんとというか、国際プロスポーツに重点を高く置いているという印象を個人的には受けた。

今回、重点方針として、「スポーツでまちの魅力にACCESS!」とされているので、全体の中でここが重点となることは理解できるが、この部分の具体性・インパクトが非常に強く感じたので、若干、他とのバランスがどうなのか気になった。そのようなところも今後、見せ方の中で検討していただきたいと思う。意見である。

協 議 終 了

協議②「(仮称)北九州市立図書館基本計画の素案について」

本議案の提案理由を奉仕課長が説明。

[提案理由要旨]

(仮称)北九州市立図書館基本計画の策定に向けて、協議するもの。

郷田委員／「学び、やすらぎ、つながる図書館」というキーワードがとても素敵だと思う。

昨今、「生涯学習」ということもあり、働く世代も、リスキリングや学びは将来的にもずっと大事である。また、「やすらぎ」、「誰もが利用しやすい」、「つないでいく」などの表現も非常に良いと思い、期待しているという感想である。

中島委員／自分も、コンセプト自体はとても賛同できるが、2点の質問がある。

1つ目。より身近に感じられる図書館になると良いと思うが、説明の中に、「ソフト面の変更」との話があった。例えば、子育て世帯が利用しやすい図書館を目指していてもハード面は変わらないのに、どのように居心地のよさや子育て世帯の利用のしやすさが変わるのかが、少々疑問に思える。

2つ目。このような方針を打ち出し、実施するのは指定の管理業者になると思われるが、それがどのような流れで下りていき、どのように実施されているのか、イメージがわからない。

ハードは変わらず、ソフト面が変わるということと、それを市ではなく指定管理業者がどのように工夫するのかを、教えていただきたい。

奉仕課長／まずは、「ハード面は変わらず、ソフト面がどのように変わるのか」について。

ハード面に関しては、全く実施しないということではなく、資料の終盤に「今ある図書館の資源を有効活用しながら」との部分へも記載しているが、「公共施設マネジメント」の実行計画である「門司図書館」が完成することにより、その役目を果たす。そのため、大きな施設の新設や改廃は終了し、今後はリニューアルなど、リフォームレベルでの設備にできるだけ取り組む。よって、今回はハード面を重視せず、「ソフト面でのモデルチェンジ」との言葉にしている。

また、子育て世代の使いやすさとしては、子育て世代に限らず、車いすや高齢者にも優しく、段差をなくしたり、細かい改修でバリアフリー化するリフォームなどにて、手を入れていく予定である。ただし、今のところ、予算付けが未定のため、「確実にこことここを実施する」という、現実的な表現にはなっていない。

次に、指定管理業者へのご指摘についてである。まず、北九州市立図書館は、「中央図書館」と「子ども図書館」が直営になっており、この「中央図書館」と「子ども図書館」で、市内の図書館全体の方針などを定めている。その方針に従い、指定管理の運営も行う契約になっているため、その中で下ろしていき、実際の活動を実施していただく形となっている。

中島委員／2点のイメージが付き、助かる。順次、進めていただければと思う。

協 議 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第28号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」

本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

[提案理由要旨]

文部科学省のガイドライン及び北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準に基づき、いじめ重大事態の調査結果を報告し、非開示情報の適正性について確認するため、付議するもの。

原 案 可 決

議案第29号「北九州市立学校教職員の人事異動方針について」

本議案の提案理由を教職員課長が説明。

[提案理由要旨]

令和7年度の北九州市立学校教職員の人事異動に向けて、人事異動方針を定めるため、付議するもの。

原 案 可 決

議案第30号「人事について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

[提案理由要旨]

懲戒処分について、付議するもの。

原 案 可 決

4 閉 会

16:47 田島教育長が閉会を宣言